

非常変災時の措置について（改訂版）

令和8年5月29日より、気象庁による新たな防災気象情報の運用により、従来の「警報」と「特別警報」の間に、より避難の必要性が高い「危険警報」が新たに位置付けられています。児童の安全確保のため、臨時休業の措置をとりますので、ご理解ご協力いただきますようお願いします。

臨時休業の判断基準

午前7時の時点、及び午前7時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、臨時休業とします。

臨時休業の判断基準		注意点
1	<u>気象庁</u> より 「暴風警報」・「暴風雪警報」 「危険警報※」・「特別警報」 が発表された場合	※「危険警報」については、 <u>河川氾濫を除きます</u> 。 河川氾濫の情報は、以下の <u>判断基準2</u> を確認してください。
2	<u>大阪市</u> より <u>旭区</u> のいずれかの地域において、 河川氾濫 の 「警戒レベル3（高齢者等避難）」 「警戒レベル4（全員避難）」 が発表された場合	大阪市ホームページのトップ画面に、避難情報が表示されます。  大阪市ホームページ  水害のおそれがあるときの 避難情報の発令対象区域
3	大阪市内のいずれかの地域において、 <u>震度5弱以上の地震</u> が発生した場合	気象庁の情報に基づきます。

【災害時の情報収集について】

避難情報が発令された際は、**緊急速報メール**や地域の防災スピーカーから通知されます。詳しい内容は、大阪市のホームページや公式 SNS（X・LINE）、おおさか防災ネット等で随時ご確認ください。